

○株主総会の決議等を経ることなく支給された退職慰労金の取扱い

Q

当社は同族会社ですが、退職取締役甲に株主総会の決議なく、退職慰労金を支給しましたが、その支給された退職慰労金を不当利得として返還請求ができるでしょうか。ご教示のほどよろしくお願ひします。

A

退職取締役甲に退職慰労金を支給する旨の株主総会の決議等が存在しない以上は、退職取締役甲には退職慰労金請求権が発生しておらず、甲が当該金員の支給を受けたことが不当利得となり、会社には不当利得返還請求が生じます。しかし、株主総会の決議を経ることなく退職慰労金が支給されても、会社が退職役員に対して支給相当額の不当利得返還請求をすることが、権利の乱用に当たる場合があるとした最高裁判所の裁判例があります。

役員給与三一
一
四
四
ノ
五

解 説

1 役員退職慰労金の支給について

会社法361条1項は、取締役が受けるべき報酬は、定款に定めがないときは株主総会の決議をもって定めると規定しています（この規定は、平成17年改正前商法269条1項を引き継いだものです。）。これは、報酬の決定を会社と取締役との間の任意契約にゆだねた場合、「お手盛り」が生ずる余地があり、定款の定めまたは株主総会の決議を要件とし、株主の利益を保護しようとしたものです。

退職慰労金について定款の定めがなく、株主総会の決議もない場合には、たとえ同族会社であっても、退任取締役には退職慰労金請求権はないことになります（同旨の判例は、東京地判昭59・6・3 労判433・15、東京地判平3・3・8 判タ766・265など多数あります。）。

2 株主全員の同意がある場合の取扱い

下級審の裁判例の中には、退職慰労金について定款の定めがなく、株主総会の決議もない場合でも、全株主の同意、あるいは実質的な株主全員の同意があるときは、株主総会の決議と同視し、あるいは信義則上会社は株主総会の決議がないことを理由に退職慰労金の支払を拒むことはできないとして、取締役に退職慰労金を取得させることを是認する事例があります（大阪地判昭46・3・29判時645・102、東京地判平3・12・26判時1435・134など）。

したがって、このような同意すら存在しない場合には、退任取締役に退職慰労金請求権の発生があるとするることは困難となります。

3 株主総会の決議がない場合の裁判事例について

株主総会の決議を経ずに退職慰労金の支給がなされても、会社が退職取締役に対して支給額相当額の不当利得返還請求をすることが、権利の濫用に当たる場合があるとした次のような最高裁判所の裁判例があります（最判平21・12・18判時2068・151）。

(1) 事実

① 本件の概要

Y（被告・被控訴人・上告人）は、X株式会社（原告・控訴人・被上告人）の常勤取締役を退任したが、Xの代表取締役であるAは、Yに対し、退職慰労金を支給しない意向を告げた。そこで、Yが役員の退職慰労金の算定基準等に係る内規（本件内規）に基づく退職慰労金の支給をするように催告したところ、Xから本件内規に従って算定された額が送金されたが、本件送金は、Aの決済を経ずにされたものであり、事前または事後の株主総会決議もなされていない。そこで、XがYに対して、本件金員相当額の返還を求めて訴えを提起したのが本件です。

なお、Xにおいては、退任取締役に対する退職慰労金は、通常、事前の株主総会の決議を経ることなく、(ア)代表取締役は経理部の担当者に対し、当該取締役に支給すべき退職慰労金の額の算定を指示する、(イ)代表取締役は経理部の担当者が本件内規に従って算定した退職慰労金の額を確認し、その支給について決済する、(ウ)代表取締役は、上記の退職慰労金を当該取締役に送金するよう改めて指示する、(エ)代表取締役は、次期の定時株主総会において、支給済みの退職慰労金の額を退任取締役ごとに明らかにして、計算書類の承認を受けるという手続により支給されていました。また、平成18年当時、AがXの発行済株式総数の99.24%を保有していました。

② 一審判決

一審判決（東京地判平成20・5・19平成19年(ワ)第18573号）は、送金した金員の返還を求めるることは信義則に違反するとして、Xの請求を棄却した。

③ 原審判決

原審判決（東京地判平成20・10・30平成20年(ネ)第3247号）は、「X代表者が…Yに対し…本件内規に従って退職慰労金を支払う旨の意思表示をしたとの事実を認めるに足りる的確な証拠がない」、Xは民事再生手続開始の決定を受けており、Xの現役員および元役員を除く再生債権者等との関係を考慮すれば「本件請求をすることが信義則に違反し、権利の濫用に当たるとはいひ難い」と判示して、Xの請求を容認した。

(2) 判旨

「株主総会の決議を経ることなく支給された退職慰労金と不当利得返還請求」を破棄差戻し。

「Yに対し退職慰労金を支給する旨の株主総会の決議等が存在しない以上は、Yには退職慰労金請求権が発生しておらず、Yが本件金員の支給を受けたことが不当利得になることは否定しがたい」。しかし、「Xにおいては、従前から、退任取締役に対する退職慰労金は、通常は、事前の株主総会の決議を経ることなく、…支給手続によって支給されており、発行済株式総数の99%以上を保有する代表者が決裁することによって、株主総会の決議に代えてきたというのである。そして、Yが、…本件内規に基づく退職慰労金の支給をするよう催告をしたところ、その約10日後に本件金員が送金され、Xにおいてその返還を明確に求めたのは、本件送金後1年近く経過した平成19年2月21日であったというのであるから、Yが、本件送金の担当者と通謀していたのであればともかく、本件送金についてX代表者の決裁を経たと信じたとしても無理からぬものがある。…さらに、Yは、Yが従前退職慰労金を支給された退職取締役と同等以上の業績を上げてきたとの事実も主張しており、上記各事実を前提とすれば、Yに対して退職慰労金を不支給とすべき合理的な理由があるなど特段の事情がない限り、XがYに対して本件金員の返還を請求することは、信義則に反し、権利の乱用として許されないというべきである。」

なお、竹内行夫判事の反対意見が付されています。

本判決は、株主総会の決議を経ることなく退職慰労金が支給されても、会社が退職役員に対して支給相当額の不当利得返還請求をすることが、権利の乱用に当る場合があるとした最高裁判所の裁判例です。

◆税務上の留意点◆

1 株主全員の同意がある場合の取扱いについての学説

学説においても、全株主の同意を持っても株主総会の決議に代え得るとする見解、さらには株主総会の決議と同視するためには必ずしも株主全員の同意必要がなく、事情によっては、例えば支配株主兼代表取締役のした支給約束をもって総会決議に代え得るとする見解があります（酒巻俊雄・龍田節編集代表「逐条解説会社法 第4巻」471～472頁（中央経済社、2008）。